

騒音規制法にかかる特定施設一覧

施設名		規模		
		原動機出力	能力	
1. 金属加工機械	イ 圧延機械	合計22.5kW以上		
	ロ 製管機械	すべて		
	ハ ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	3.75kW以上		
	ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	すべて		
	ホ 機械プレス		呼び加圧能力294kN以上	
	ヘ せん断機	3.75kW以上		
	ト 鍛造機	すべて		
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべて		
	リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式ものを除く)	すべて		
	ヌ タンブラー	すべて		
	ル 切断機(といしを用いるものに限る)	すべて		
2. 空気圧縮機及び送風機		7.5kW以上		
3. 土石用又は鉱物用の施設	破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kW以上		
4. 織機(原動機を用いるものに限る)		すべて		
5. 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く)		混練機の混練容量0.45m ³ 以上	
	ロ アスファルトプラント		混練機の混練重量200kg以上	
6. 穀物用製粉機(ロール式のものに限る)		7.5kW以上		
7. 木材加工機械	イ ドラムパーカー	すべて		
	ロ チッパー	2.25kW以上		
	ハ 碎木機	すべて		
	ニ 帯のご盤	製材用	15kW以上	
		木工用	2.25kW以上	
	ホ 丸のご盤	製材用	15kW以上	
		木工用	2.25kW以上	
ヘ かな盤	2.25kW以上			
8. 抄紙機		すべて		
9. 印刷機械(原動機を用いるものに限る)		すべて		
10. 合成樹脂用射出成形機		すべて		
11. 鋳造型機(ジョルト式のものに限る)		すべて		